

関市自治基本条例 素案 (前回審議会における修正)

①前回の審議会（第 10 回自治基本条例策定審議会）にていただいた意見を基に条例素案を修正しましたので、ご確認をお願いいたします。

②審議会にて、全ての条例素案（資料 2）に対し、ひとつおりの意見をいただいた後、再度、全条文の修正案を審議会に提出します。

本資料（資料 3）は、全条文（修正案）の再審議用資料となりますのでよろしくをお願いいたします。

※第 11 回の審議資料ではありませんのでご了承ください。

1 前文

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業として刃物産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の努力英知によって受け継がれたこのまちを誇りに思い、より心豊かに安心して暮らすことができるまちとして未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。子どもからお年寄りまですべての市民は、まちづくりに欠くことができない大切な存在であり、市民一人ひとりの意見や考えが大切され、市民が主役であることが実感できるまちを自らの手でつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら、人と地域のつながりを大切にすることが必要です。また、すべての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取り組みに主体的かつ積極的自律的に参画しなければなりません。することが期待されます。

わたしたちは、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの基本原則やしくみなどを明らかにし、すべての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

<説 明>

前文は、この自治基本条例を制定するにあたって、市民、議会、行政が関市におけるまちづくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、共に協力して関市の自治を推進していこうという決意を表明するものです。

前文は、条例制定の目的、理念等を示すもので、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではないため、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありえませんが、個々の条文の解釈の指針となります。この自治基本条例を関市で最も尊重すべき条例として位置付け、関市のまちづくりの基本原則やしくみなどを規定するものであることから、その考え方を明らかにするために、前文を設けます。

2 総則

(1) 目的

この条例は、関市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にすることにより協働して幸せなまちをつくることをり、市民自治の実現を目的とします。

<説明>

関市自治基本条例の制定の目的を明らかにする条項です。

自治基本条例を制定する目的とは、

- 「地方分権時代における関市の自治のルール」
地方分権時代において、関市のことは関市で決めることができるように、関市の自治に関する理念やルールを定めます。
- 「市民のための市政」
まちづくりの主役は、「市民」です。議会と行政が、市民のためにがんばるといふ原点にかえり、市政を運営する規範を定めます。
- 「みんながいきいき活動できるまちづくりのルール」
市民がまちづくりに参画し、いきいき活動するための理念と活動する市民を支援する仕組みを定めます。
- 「協働の推進」
市民、議会及び行政の役割や責務を明らかにして、互いに連携協力してみんなが幸せを実感できるまちをつくることを規定します。
- 「行政運営のルール」
法律等に特段の定めがない行政運営の重要な仕組みを定めます。

関市のまちづくりがどのような考えで進められているか、市民のみなさんが理解できること、そして、さらに関市をよりよくするためにはどのようにすべきなのかを明確にし、市民自治を実現することが、本条例の趣旨です。

(2) 定義

この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。	
①住民	関市内に居住する人 <u>住む人</u> をいいます。
③②市民	住民、市内で働く人、市内で学ぶ人、事業者等をいいます。
②③事業者等	市内で市民活動や事業を営む個人、法人、 その他の団体 、 <u>団体等</u> をいいます。
④行政	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
⑤まちづくり	住みやすい地域社会にするため、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
⑥協働	市民、議会及び行政が対等な立場で協力し連携して、まちづくりを行うことをいいます。

<説 明>

用語の定義とは、条例内の語句を共通の理解で認識できるようにするための条項です。

- 関市のまちづくりに関与する「市民」は誰なのかと考えた場合、関市に住む「住民」のほか、さらに広い関係者を「市民」ととらえ、多くの力を合わせて、まちを活性化させることがよいと考えられます。

※なお、関市を愛する人、市外に居住し関市に税を納める人などを「市民」として規定すべきであるという意見が審議会から出ましたが、本条項に規定するには至りませんでした。

※住民投票に関する資格については、別の条項で定めます。

- 「まちづくり」は、市民、議会及び行政が、地域課題を解決し、よりよいまちをつくるために活動することをいいます。

また、「協働」は、関市第4次総合計画におけるまちづくりの基本理念として位置づけられ、市民、議会及び行政が、その役割を全うして、協力し連携することをいいます。関市の自治を支える市民、議会及び行政が連携してこそ、本当に住みよい関市になると考えられます。

(3) 条例の位置づけ

- 1 この条例は、関市のまちづくりに関して、最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政はこの条例の規定を守るよう努めます。
- 2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び変更にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

<説 明>

自治基本条例に定める理念の優位性を規定する条項です。

- 自治基本条例に掲げる理念は、他の条例や規則、計画より優位であり、さらに、市民、議会及び行政がその理念を守り、従うように努めることを定めています。
- そのため行政が条例や計画などの策定や変更等をするにあたり、必ず自治基本条例の理念踏まえ、尊重しなければなりません。

3 基本原則

(1) 基本原則

市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- ①市民のためのまちづくりが主役のまちづくり
- ②情報を共有するまちづくり
- ③誰もみんなが参画できるするまちづくり
- ④みんなが助け合い連携し、協力するまちづくり
- ⑤みんなが自由に学び合うまちづくり
- ⑥自然、歴史、文化、産業などの地域資源を生かすまちづくり

<説 明>

まちづくりを推進するための原則を規定する条項です。

- 「市民が主役のまちづくり」…関市の自治の主役は「市民」であり、市民のために議会運営及び行政運営が行われることを原則とします。
- 「情報を共有するまちづくり」…まちづくりを行う上で、最も基本的な原則である「情報共有」の重要性を定めるもので、市民、議会及び行政が、互いに情報を共有することを原則とします。また、市民が持っている行政が持っていない情報もあり、地域課題を解決するためには、市民の情報は大切な情報となります。
- 「みんなが参画するまちづくり」…行政運営に、多くの市民参画を取り入れることを原則とします。行政は、計画策定、施策の実施、評価等に市民参画を推進しなければなりません。
- 「みんなが連携し、協力するまちづくり」…よりよい関市をつくるために、市民、議会及び行政が、連携・協力してまちをつくることを原則とします。

- 「みんなが自由に学び合うまちづくり」…地域をよりよくするためには、地域を構成する個人が自らを高め、生涯にわたり学習することにより、関市全体が向上する。そのような誰もが学ぶこと、相互に学び合うことで、すばらしい関市になることを基本原則としてうたいます。

- 「自然、歴史、文化、産業などの地域資源を生かすまちづくり」…市町村合併を経て、様々な地域資源を有するようになった関市のまちづくりは、その個性を尊重し、地域性を大切する必要があることを原則とします。地域にある人、歴史、文化、伝統産業等を尊重し生かして、まちづくりを推進することが、多様な地域性を有する関市には必要であることを示しています。

4 市民の権利と役割

(1) 市民の権利

市民は、次に掲げる権利を有します。

- ~~① 議会に関する情報を知り、議会への理解を深めることができること。~~
- ~~② 行政に関する情報を得て、行政を理解し、参画することができること。~~
- ① 行政サービスを等しく受け、安全安心に暮らすことができること。
- ② まちづくりに関する意見や要望を提案できること。
- ③ まちづくりに主体的に取り組むことができること。
- ④ 議会及び行政に関する情報を知り、理解を深め、市政に参画することができること。

<説明>

市民のための自治を実現するために、市民が持っている権利を規定する条項です。

- 日本国憲法第25条第1項には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、地方自治法第10条第2項には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と権利が規定されています。

そこで、自治基本条例においては、憲法や法律で規定されていない関市の自治に関する市民の権利を規定します。

- 市民は誰でも行政サービスを等しく受けることができます。安心安全に暮らせる関市にするためには、行政サービスが偏りなく市民に行く届くことが大切です。
- 市民は、議会や行政に、まちづくりに関する意見や要望を自由に提案でき、誰にも阻害されることはありません。

- 市民は、まちづくりに自ら取り組むことができます。様々な団体や活動を通して、住み良い関市にするために、主体的にまちづくりに取り組むことができます。

- 市民自治を推進するために最も重要な市民の権利は、「知る権利」と「参画する権利」です。市民がまちづくりの主体として、議会や行政の情報を知ることで、議会や行政に対する理解を深めることができ、市政に参画できる権利を有することを示しています。